



熊本県公報

号外 第2号
令和4年(2022年)
1月20日(木)
(毎週 火・金発行)

目 次

- 告 示**
- 新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の要請（飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度の認証を受けた飲食店に係るものを除く。）……………（健康危機管理課） 1
 - 新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の営業時間の短縮の要請（飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度の認証を受けた飲食店に係るものに限る。）……………（ 〃 ） 1
 - 新型コロナウイルス感染症対策に係る施設の入場者の整理等の要請……………（ 〃 ） 2

告 示

熊本県告示第51号の2

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の6第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置として、次のとおり区域（以下「措置区域」という。）及び期間を定め、措置区域においてまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう要請したので告示する。

令和4年（2022年）1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 措置区域
熊本県全域
- 2 期間
令和4年（2022年）1月21日（金）から令和4年（2022年）2月13日（日）まで
- 3 要請内容
次に掲げる措置を講ずるよう要請した。
 - (1) 4に掲げる施設を午後8時以降も営業に使用する当該施設の管理者は、午後8時から翌日午前5時（2に掲げる期間の最終日にあつては、午後12時）までの間、当該施設内に設けた客席の使用を伴う営業をしないこと。
 - (2) 4に掲げる施設の管理者は、酒類の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を行わないこと。
- 4 対象施設
飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（このうち食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設に限る。）ただし、飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度の認証を受けた飲食店を除く。
※宅配サービス又はテイクアウトサービスの提供のみを行う施設は対象外。

熊本県告示第51号の3

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の6第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置として、次のとおり区域（以下「措置区域」という。）及び期間を定め、措置区域においてまん延を防止するために必要な措置を講ずるよう要請したので告示する。

令和4年（2022年）1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 措置区域
熊本県全域
- 2 期間
令和4年（2022年）1月21日（金）から令和4年（2022年）2月13日（日）まで
- 3 要請内容
4に掲げる施設を午後8時以降も営業に使用する当該施設の管理者に対し、次の(1)

及び(2)に掲げるいずれかの措置を講ずるよう要請した。

(1) 午後9時から翌日午前5時(2に掲げる期間の最終日にあつては、午後12時)までの間、当該施設内に設けた客席の使用を伴う営業をしないこと。

(2) 次のア及びイに掲げるすべての措置

ア 午後8時から翌日午前5時(2に掲げる期間の最終日にあつては、午後12時)までの間、当該施設内に設けた客席の使用を伴う営業をしないこと。

イ 酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)を行わないこと。

4 対象施設

飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設(このうち飲食店に係る熊本県感染防止対策認証制度の認証を受けた飲食店に限る。)

※宅配サービス又はテイクアウトサービスの提供のみを行う施設は対象外。

熊本県告示第51号の4

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第31条の6第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置として、次のとおり区域(以下「措置区域」という。)及び期間を定め、措置区域においてまん延を防止するため必要な措置を講ずるよう要請したので告示する。

令和4年(2022年)1月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 措置区域

熊本県全域

2 期間

令和4年(2022年)1月21日(金)から令和4年(2022年)2月13日(日)まで

3 要請内容

4に掲げる施設の管理者に対して、入場者の整理その他の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号。以下「政令」という。)第5条の5に規定する措置を講ずるよう要請した。

4 対象施設

政令第11条第1項第4号から第14号までに規定する施設。